

個人情報保護審議会答申第 143 号の概要

答申第 143 号（諮問第 168 号）

件名	起案文書の一部開示決定に関する件		
原処分の内容	<p>一部開示決定（令和元年 7 月 5 日）</p> <p>愛知県公安委員会（以下「処分庁」という。）が、別記 1 の開示請求に係る保有個人情報として別記 2 の行政文書を特定し、一部開示決定した。</p>		
審査請求の内容	<p>開示を求める審査請求（令和元年 8 月 8 日）</p> <p>質問書に対する「回答書」が開示されなかったので開示を求める。処理方針を決定するための決裁書が開示されなかったので開示を求める。</p>		
答申年月日	令和 2 年 8 月 25 日	諮問年月日	令和元年 9 月 26 日
答申内容	<p><b>決定を取り消し、別記 1 の各請求内容と別記 2 の行政文書との対応関係を明らかにして、改めて決定すべき</b></p> <p>1 本件審査請求の趣旨について</p> <p>自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び意見陳述並びに処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件審査請求の趣旨は、一部開示決定の不開示部分の開示を求めるものではなく、本件保有個人情報の特定に対するものであると解されるため、本件保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。</p> <p>2 本件保有個人情報の特定について</p> <p>本件開示請求書の「開示請求をする保有個人情報の内容」欄には、別記 1 のとおり記載されている。本件開示請求に対して、処分庁は、別記 2 の行政文書に記載されている保有個人情報を特定している。当審議会が当該文書を確認したところ、その記録内容から、審査請求人が処分庁宛てに提出した質問書に関して作成又は取得したものであることは認められた。</p> <p>しかしながら、弁明書によると、処分庁は別記 1 ③に記載されている回答書を作成していないとし、別記 1 ④に記載されている質問書に対する処理方針を決裁で決定したとしているところ、本件の決定では、別記 1 ③について不存在決定することなく、別記 1 ①、②、③、④の各請求内容をまとめて別記 2 の文書を特定し、一部開示決定をしている。</p> <p>開示請求をする保有個人情報の内容が複数に分かれていても、相互に関連し、実質的に同一の内容であるといえるときは、各請求内容と対象文書の関係を明らかにすることなく、まとめて決定するこ</p>		

	<p>とも認められるというべきである。しかし、開示請求をする保有個人情報の内容が複数に分かれていて相互に関連していても、それぞれが独立した内容である場合は、各請求内容と対象文書との対応関係を明らかにして決定すべきである。まとめて決定すると、各請求内容について文書特定が正しく行われているかを判断することができないからである。</p> <p>別記1の請求内容のうち、①は質問書そのものであり、②は質問書中で引用されている苦情処理結果通知書であり、③は質問書に対する回答書であり、④は質問書に対する処理方針を決定する決裁書等であり、それらは相互に関連しているものの、それぞれが独立した内容であるといえる。</p> <p>したがって、各請求内容と対象文書との対応関係を明らかにして決定すべきである。</p>
--	--

#### 別記1

私は愛知県公安委員会あてに質問書を提出したが、それに関連して

- ① 私が提出した「質問書」
- ② 愛知県公安委員会が発出した「苦情処理結果通知書」
- ③ 質問書に対する「回答書」
- ④ 質問書に対する文書收受簿、処理方針を決定するための決裁書、及び関連する文書

請求日現在 公安委員会にあるもの

#### 別記2

起案文書